

板橋区障がい者計画2023

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）

骨子案

目次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景・目的	1
2 計画の位置付け	2
(1) 障がい者計画	2
(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係	2
(3) 国の基本指針について	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の推進に向けて	4
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り	5
1 障がい者数の推移と傾向	5
(1) 障がい者の推移と傾向	5
(2) 障がい児の推移と傾向	7
2 障がい者計画における重点施策の振り返り	9
(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備	9
(2) 発達障がいへの取り組み	9
(3) 一般就労への支援	10
(4) 障がい者差別解消の推進	10
3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り	11
(1) 障がい児向けサービスの実施状況（第1期障がい児福祉計画）	11
(2) 障がい福祉サービスの実施状況（第5期障がい福祉計画）	11
(3) 地域生活支援事業の実施状況	12
(4) 障がい福祉に関する区民意向調査の結果	12
(5) 障がい福祉サービス費用の推移	15
第2部 障がい者計画 2023	
1 基本理念	16
2 基本目標	16
3 施策の体系	18
4 板橋区障がい者計画における重点項目	19
5 基本目標に基づく施策の展開	21

第3部 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期） 【調整中】

第1章 障がい福祉計画（第6期）	
1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	
第2章 障がい児福祉計画（第2期）	
1 令和5年度の目標値の設定と目標達成に向けた方策	
2 サービス必要量の見込みと確保のための方策	

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景・目的

区は、平成 27（2015）年 10 月に、概ね 10 年後を想定した将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち 板橋」とする板橋区基本構想を策定し、政策分野別に「9 つのまちづくりビジョン」を掲げ、「東京で一番住みたくなるまち」と評価されるまちの実現に向けて取り組みを進めています。

保健・福祉分野においては、平成 28（2016）年 3 月に 10 か年の個別計画として、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定しました。地域保健福祉計画は、保健・福祉分野における基礎的な計画として、法により策定が義務付けられている「老人福祉計画」や「障がい者計画」を包含し、保健、障がい者（児）、子ども・家庭、高齢者などの分野別の将来像、基本目標を掲げ関連施策を推進してきたところです。

そのような中、地域課題の複雑化による課題への対応を図るため、平成 29（2017）年 5 月に社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画を各福祉分野における共通事項を定める上位計画として位置付け、地域課題解決のために必要となる施策や体制の整備、各福祉分野を越えて取り組むべき事項を掲載することとされました。

これを受け、区では、平成 31（2019）年 1 月に地域保健福祉計画を改定し、従来の個別計画から各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として改めて位置付け、地域共生社会の実現をめざして取り組みを進めています。

障がい者福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。こうした中、区では、障がいのある方が安心して暮らし続けられる環境を構築すべく、地域生活支援拠点等の整備や、発達障がい者支援センターの開設、医療的ケア児への支援に向けた協議の場の設置、令和 4（2022）年度の（仮称）子ども家庭総合支援センターの設置に向けた取り組みなどを進めてきました。

このたび、「板橋区障がい福祉計画（第 5 期）」・「板橋区障がい児福祉計画（第 1 期）」の計画期間が令和 2（2020）年度をもって終了することから、令和 3（2021）年度からの新たな計画を策定するにあたり、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を併せて策定することとしました。

本計画は、上位計画にあたる地域保健福祉計画の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、ニーズに即した必要なサービス量などを位置付け、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものです。

2 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

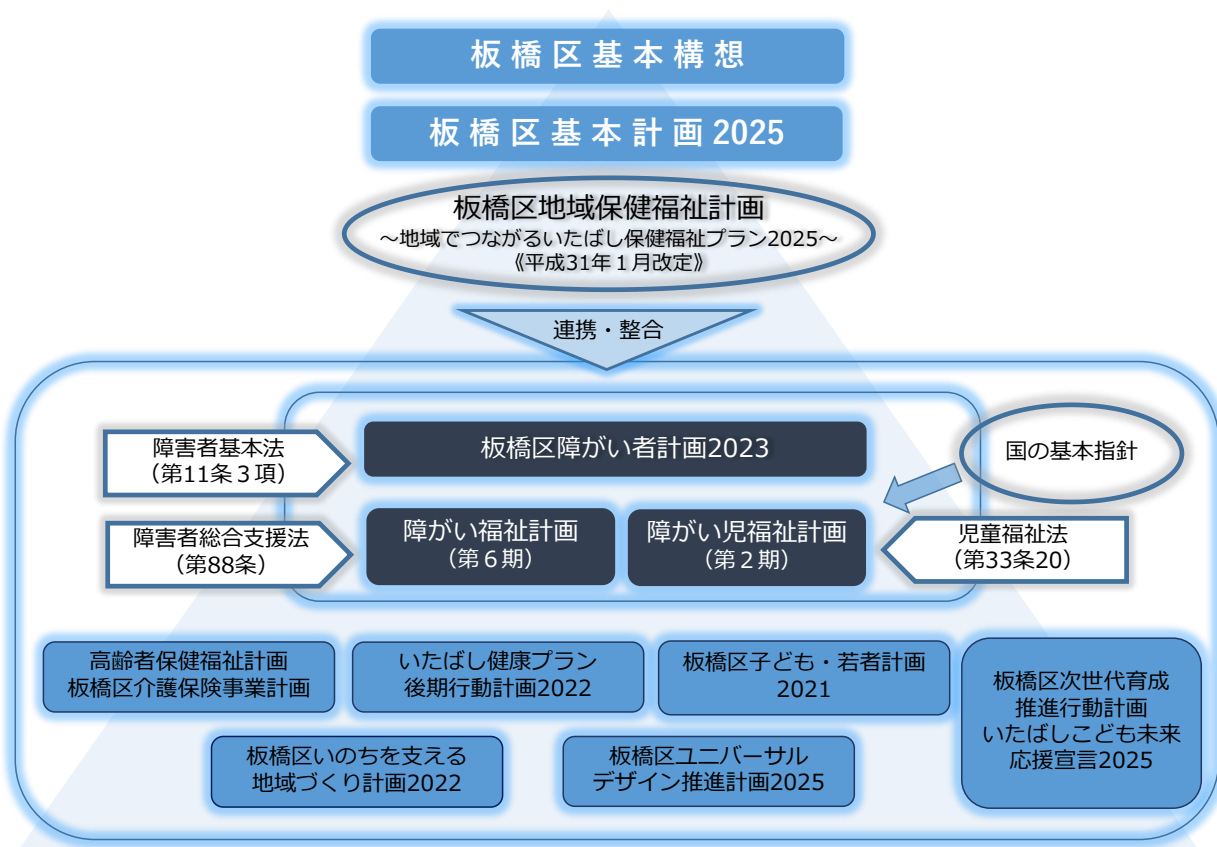
区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、それぞれ自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画で、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたるものです。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方又は障がいのある児童の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画です。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたり、障がい者計画の実施計画に相当する計画です。

【他の計画との関係】



(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠として、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標を定める基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、令和2年5月末に公表されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行等の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の構築、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障がい者等に対する支援、協議会の設置等の視点により取り組むことが必要である。

④ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を、身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要である。

⑤ 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

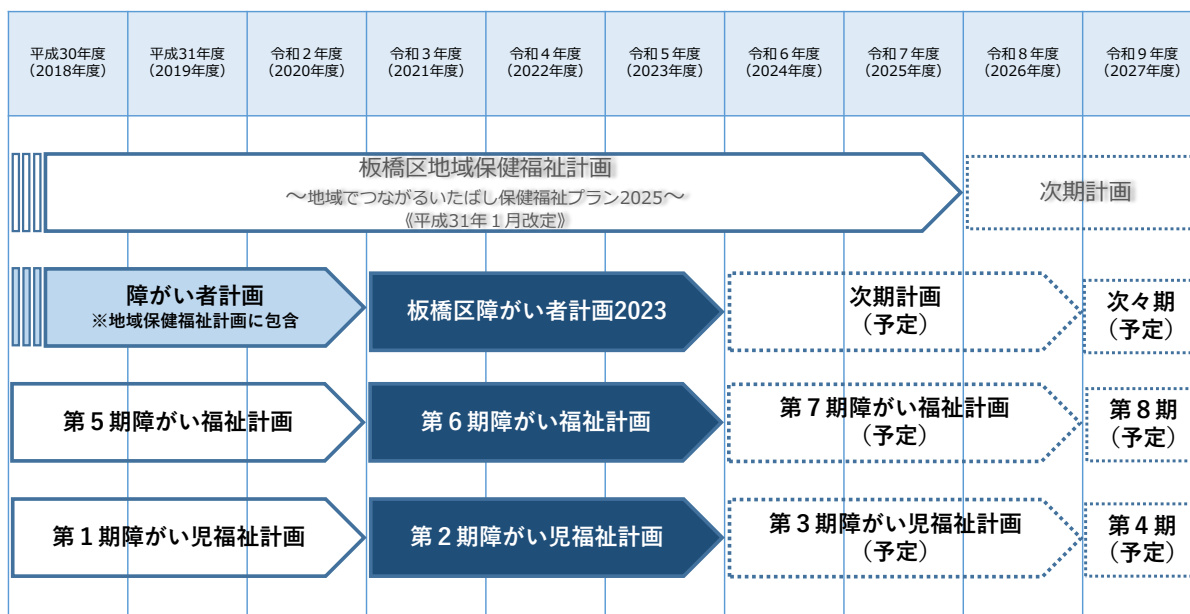
障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、以下について、目標を設定することとされています。

- ・福祉施設の施設入所者の地域生活への移行
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障がい福祉サービス等の質の向上

3 計画の期間

障がい者福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）は、国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

障がい者計画についても、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とし、これら3つの計画の連携により、計画的に施策・事業の展開を図っていきます。



4 計画の対象

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、手帳の有無にかかわらず、障がいや難病等があるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方だけでなく、区民や支援を行う人も含め、全ての人を対象とします。

5 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」の本会及び定例部会において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていきます。

また、各定例部会に関連する会議体を活用し、本計画に掲げる重点項目などの検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取り組みを進めていきます。

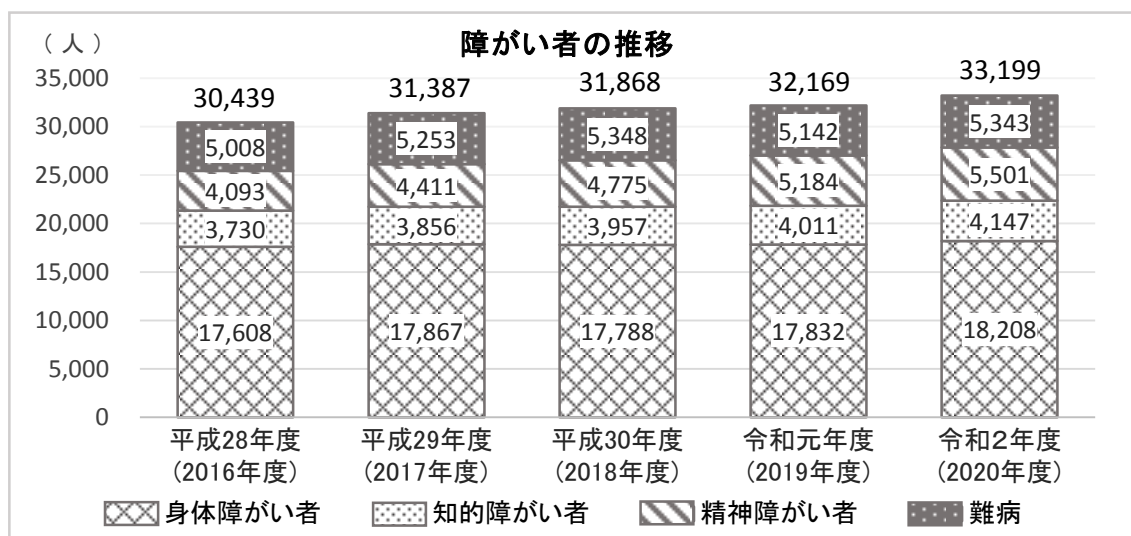
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

① 障がい者全体の推移と傾向

障がい者の推移を見ると、年々増加しており、令和2（2020）年度においては、難病認定者を含め、33,199人となっています。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病いずれも増加傾向にある中、精神障がい者の増加が顕著であり、平成28（2016）年度と比較し、1,408人増加しています。



(令和2年4月1日現在)

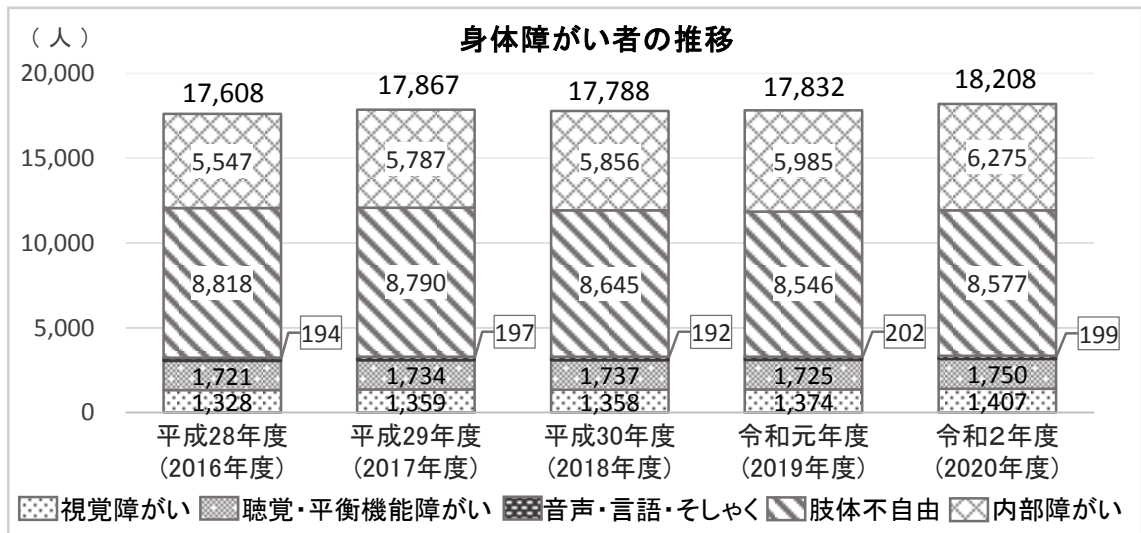
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率
板橋区人口	553,257人	558,809人	563,087人	568,721人	572,490人	103.5%
障がい者数	30,439人	31,387人	31,868人	32,169人	33,199人	109.1%
身体障がい者	17,608人	17,867人	17,788人	17,832人	18,208人	103.4%
知的障がい者	3,730人	3,856人	3,957人	4,011人	4,147人	111.2%
精神障がい者	4,093人	4,411人	4,775人	5,184人	5,501人	134.4%
難病	5,008人	5,253人	5,348人	5,142人	5,343人	106.7%

※ 伸び率は、令和2年度における平成28年度比

※ 統計上、各障がい者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

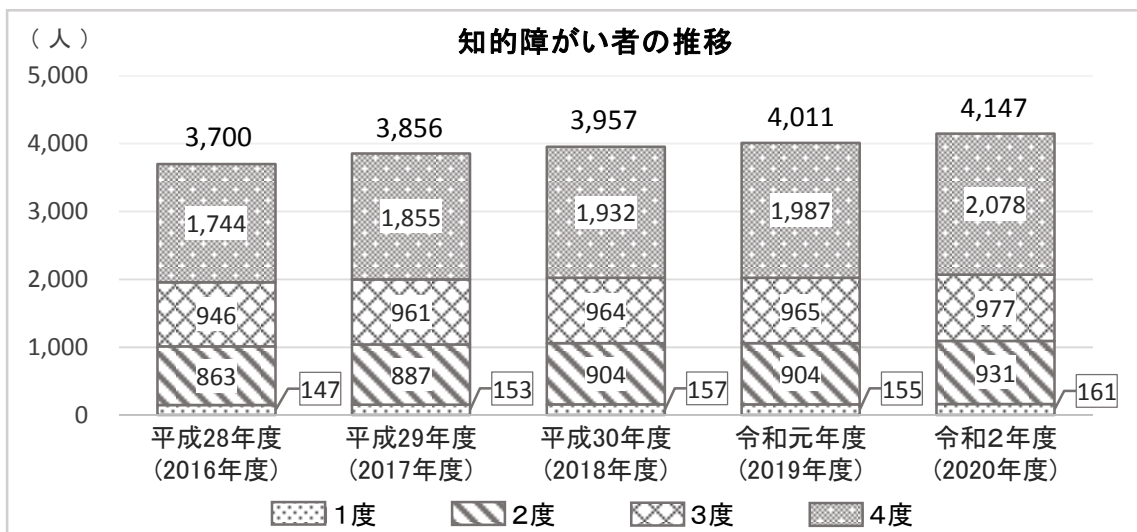
② 身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年度においては、18,208人となっています。肢体不自由者は微減傾向にあります。全体として微増傾向にあり、その中で、内部障がい者が増えている傾向にあります。内部障がい者には、主として心臓機能障がいや腎臓機能障がいが多いため、高齢化の進展の影響により増加しているものと推測されます。



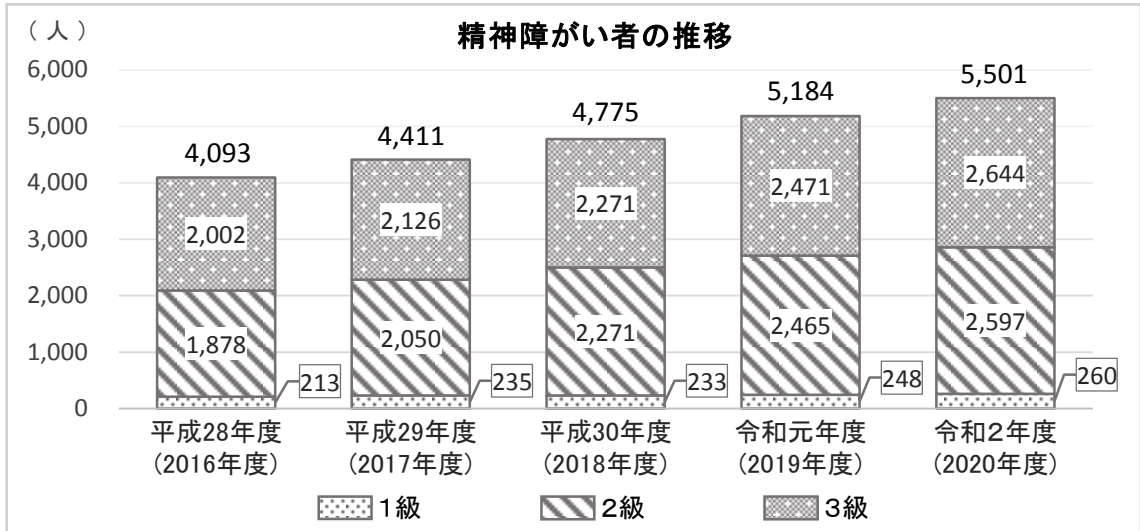
③ 知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年度においては、4,147人となっており、年々増加している状況にあります。認定別にみると、4度（軽度）の方が最も多く増加しており、平成28（2016）年度に比べ、334人増加しています。



④ 精神障がい者の推移と傾向

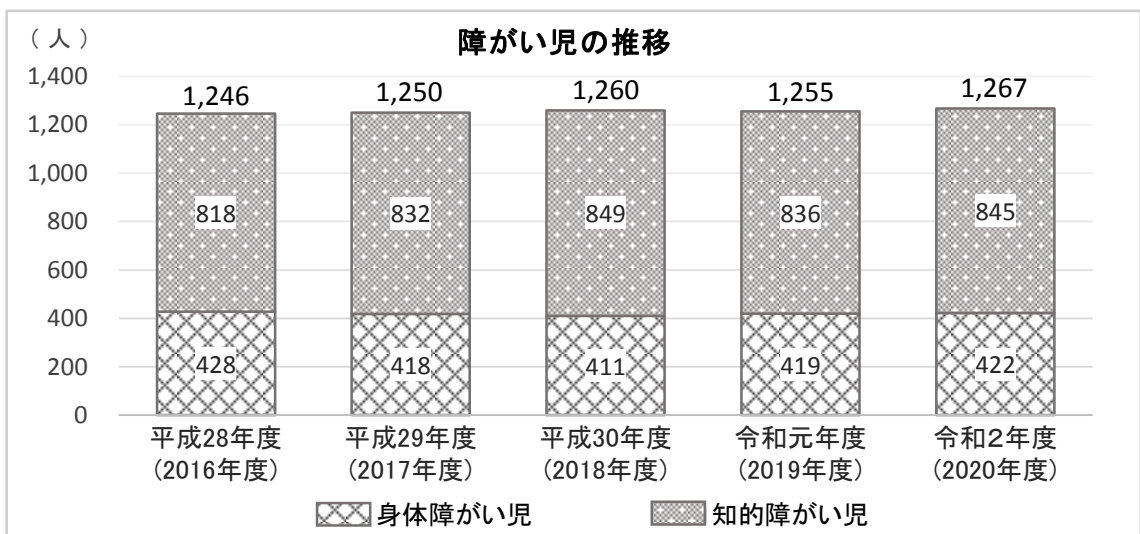
精神障がい者の推移を見ると、令和2（2020）年においては、5,501人となっています。他の障がいと比較し、増加が顕著であり、平成28（2016）年度に比べて1,408人（伸び率：約134%）となっています。また、認定別にみると、2級（中度）が最も多く増加しています。



(2) 障がい児の推移と傾向

① 障がい児全体の推移と傾向

手帳を所持する障がい児は、令和2（2020）年度においては、1,267人となっており、近年ほぼ横ばい傾向となっています。しかしながら、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しており、また、医療的ケア児についても、把握が難しい状況があります。そのため、このような子どもたちについても、ニーズを捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。



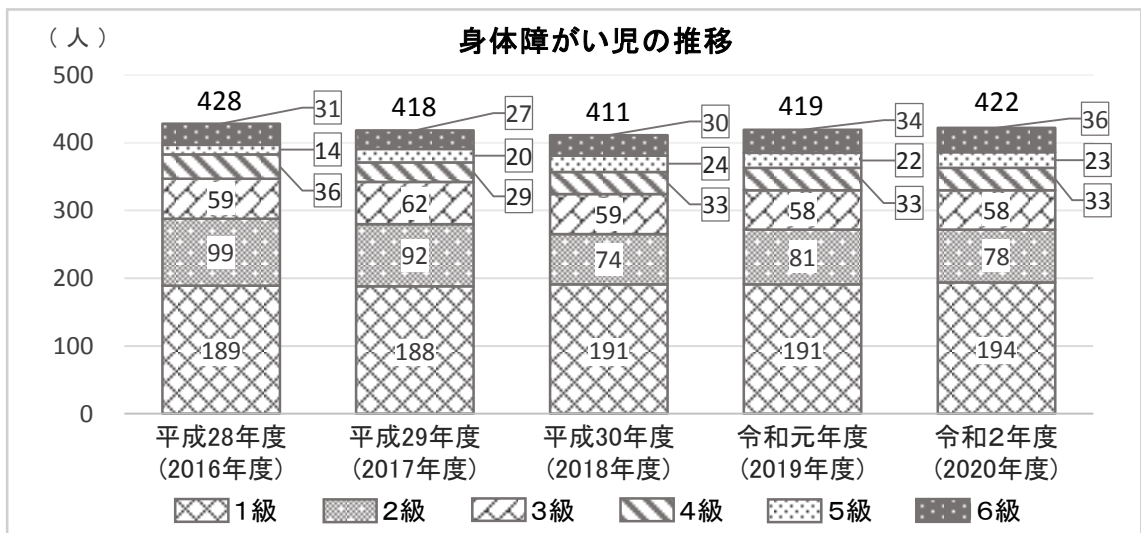
(令和2年4月1日現在)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	伸び率
18歳未満人口	73,643人	74,075人	73,978人	73,920人	73,616人	100.0%
障がい児数	1,246人	1,250人	1,260人	1,255人	1,267人	101.7%
身体障がい児	428人	418人	411人	419人	422人	98.6%
知的障がい児	818人	832人	849人	836人	845人	103.3%

※ 障がい児の数は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上している。

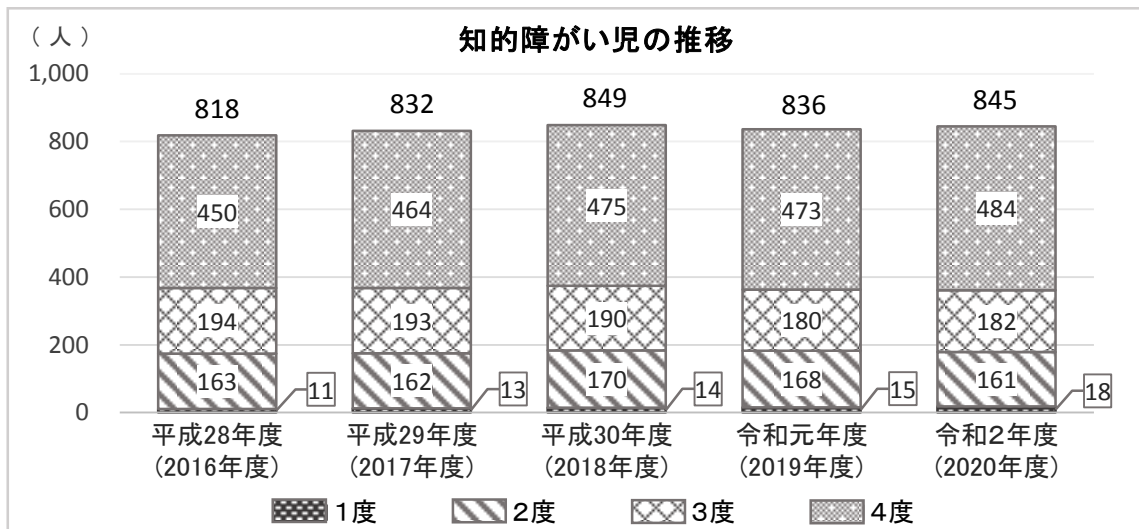
② 身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和2（2020）年度では、422人となっています。また、認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③ 知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和2年（2020）度においては、845人となっています。また、認定別に見ると、4度（軽度）の障がい児が多くなっています。



2 障がい者計画における重点施策の振り返り

地域保健福祉計画のもと、基本目標を「自分らしくつながることができる地域づくり」とし、(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備、(2) 発達障がいへの取り組み、(3) 一般就労への支援、(4) 障がい者差別解消の推進 を重点施策と位置付け、取り組みを進めてきました。

(1) 早期発見・障がい児支援体制の整備

- 支援体制の強化として、医療関係者や各種学校関係者のほか、障がい児支援施設関係者などが参集する「乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会」を年2回、5年間で計10回開催し、各機関の活動報告や意見交換などを通じて、乳幼児の心身の発達支援に関する情報や共通課題を共有するとともに、より各関係機関が有機的に連携して取り組めるような協力関係を築いてきました。
- また、就学前の児童に対する療育の充実を図るため、平成29(2017)年度に2か所目の「児童発達支援センター」を開設し、地域における障がい児の相談支援や関係機関などとの連携強化を担う中核的な療育支援を行っています。
- 障がいの早期発見に対する取り組みとしては、言葉や行動に発達に遅れの心配がある2歳児とその保護者に対して、「あそびを通した早期発見支援事業」を3地区にて月1回、5年間で合計180回開催し、子どもの発達を促すとともに、経験が不足している親の子育てに対して、きめ細やかに対応してきました。
- これらの取り組みを重点的に推進しながら、様々な事業を展開していく中で、就学前、学齢期、卒業・就職期など、障がい児の成長に応じた連携支援体制の構築やきめ細やかな対応に取り組むことで、乳幼児期の発達の遅れなどに関する支援の充実と、障がいの早期発見、早期支援につなげてきました。

今後は、ライフステージに応じた切れ目ない支援を行っていくための機能強化や連携体制の構築に取り組んでいく必要があります。

(2) 発達障がいへの取り組み

- 専門相談や社会参加支援、家族支援及び居場所づくりなどを通じ、発達障がいのある人(概ね16歳以上)とその家族が、地域において安心して日常生活や社会生活が送れるよう、令和2(2020)年度に、自立と就労に向けた総合的な支援拠点として「発達障がい者支援センター」を開設しました。
- 子どもの発達とその家族を支える取り組みとしては、子ども発達支援センターにおいて、公認心理士や言語聴覚士、作業療法士、ソーシャルワーカーによる個別の専門相談を実施し、発達に遅れや偏りのある子ども(概ね15歳以下)のほか、障がいのある就学前の児童に対する家族の接し方や専門機関の紹介など、適切な対応や支援につなげてきました。

- これらの取り組みを推進することで、それぞれのライフステージに応じた適切な支援が受けられる体制の構築のほか、啓発活動などを通じて、発達障がいのある方やその家族が住みやすい地域の実現に取り組んできました。

今後は、ニーズに応じた発達障がい者支援センターの機能強化を図るとともに、健康福祉センターや子ども発達支援センターをはじめ、民間事業所や団体などの地域資源も活かした連携を強化し、発達障がいのある方が安心してくらす地域づくりに取り組んでいく必要があります。

(3) 一般就労への支援

- 区内障がい者の一般就労と就労定着の実現に向けて、ハローワーク池袋や東京障害者職業センター、東京しごと財団、障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）などと連携して、職業相談や職業紹介、職業準備支援のほか、事業主に対する雇用管理に関する助言・援助などに取り組んできました。
- 板橋区役所においては、一般就労へのステップの場として、障がいのある方が一定期間職員として就労する「チャレンジ就労」を実施し、障がいのある方の自信・やりがいの創出に取り組むとともに、区職員及び区民の方々への障がい者就労及び障がいに関する理解の醸成に取り組みました。
- また、令和2（2020）年8月には、民間事業者にも率先垂範して障がい者雇用を推進し、障がい者が活躍しやすい職場づくりや人事管理を図るなど、雇用の質を確保する取り組みを確実に進めるため、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に基づく、「板橋区障がい者活躍推進計画」を策定しました。
- この他、各就労支援施設や福祉サービス提供施設との連携などにより、就労に向けた職能訓練や一般就労に向けた情報提供、受け入れ側の企業支援などを行うことで、障がい者が自らに合った仕事に就労できるよう就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取り組みを進めました。

今後は、さらなる障がい者のニーズに合わせた一般就労の実現や定着を推進し、社会参加や自立支援につなげていくことが重要です。

(4) 障がい者差別解消の推進

- 板橋区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」を平成28（2016）年度に策定、平成29（2017）年度に一部改訂を行い、職員研修などを通じて、実践に向けた周知に取り組んできました。
- また、「障がい者週間記念事業」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、パネル展示や教育の一環として、区民への普及啓発にも取り組んできました。

- さらに、令和元（2019）年度には「手話言語条例」を制定するなど、障がいのある方への合理的配慮の促進に向けた基盤の構築に取り組みました。
- これらの取り組みにより、日常の社会生活における障がいを理由とする差別の禁止や、社会的障壁の除去による、権利擁護の促進に努めてきました。
 今後も、引き続き、障がい者差別解消や虐待防止をはじめとする、権利擁護の取り組みの促進に向けた普及啓発を行い、障がいのある方が安心・安全にらせる地域づくりに取り組むとともに、「手話言語条例」などを契機とした行動変容に向けた取り組みを進めていく必要があります。

3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画におけるサービスの利用状況、取り組みの振り返り

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画において示している平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については以下のとおりです。

（1）障がい児向けサービスの実施状況（第1期障がい児福祉計画）

- 特に、児童発達支援の利用が急増していることに加え、放課後等デイサービスや障害児相談支援では、利用が増加傾向にある一方、医療型児童発達支援については、利用が減少傾向にあります。また、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援では、利用がほぼ横ばいで、当初の見込を下回る状況にあります。

（2）障がい福祉サービスの実施状況（第5期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、居宅介護や重度訪問介護、同行援護の利用者数が増加傾向にあります。一方、利用時間としては、重度訪問介護を除き、それほど伸び率が高い状況にはありません。
- 日中活動系サービスでは、生活介護や療育介護のほか、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（B型）などの就労支援の利用が増加傾向にあるものの、自立訓練（機能訓練）の利用が横ばい、自立訓練（生活訓練）が減少傾向にあります。なお、短期入所については、福祉型、医療型ともに利用がほぼ横ばいですが、延べ利用数としては増加傾向にあります。
- 居住系サービスや相談支援では、共同生活援助や計画相談、地域移行支援、地域定着支援などの相談支援が増加傾向にある一方、施設入所支援が減少傾向にあります。

(3) 地域生活支援事業の実施状況

- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業や情報・意思疎通支援用具などのコミュニケーションに関するサービスの利用は増加傾向にある一方、理解促進研修・啓発事業への参加者数は減少傾向にあります。
- その他、用具の給付や日常生活に関するサービスのほか、手話奉仕員養成研修、地域活動支援センター機能強化事業などについては、年度ごとにばらつきが見られるものの、大きな変動は見られない状況にあります。

(4) 障がい福祉に関する区民意向調査の結果

令和元（2019）年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者及び障がい児、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：令和2年2月28日から令和2年3月31日

調査対象：6,000人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した5,900人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100人

調査方法：郵送によるアンケート方式

回答状況：2,413件／6,000件（有効回答率：40.2%）

調査区分	配布数（件）	有効回収（件）	有効回答率
一般区民	1,000	363	36.3%
障がい者	4,100	1,684	41.1%
（内訳）身体障がい	1,200	514	42.8%
知的障がい	900	381	42.3%
精神障がい	1,200	448	37.3%
難病障がい	800	341	42.6%
障がい児	800	328	41.0%
（内訳）身体障がい	400	134	33.5%
知的障がい	300	155	51.7%
精神障がい	100	39	39.0%
手帳を所持しない幼児 （児童発達支援事業所利用者）	100	38	38.0%
（計）	6,000	2,413	40.2%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は以下のとおりです。

① **障がいのある方の回答結果の傾向**

- **障がい福祉サービスが必要になった状況**としては、いずれの障がいにおいても、自身の身体的状態が変化したからという本人に由来する内的要因のほか、身近に介助してくれる人がいなくなったからという外的要因が挙げられています。
- **仕事上での困りごと**としては、いずれの障がいにおいても、給与や工賃などの収入が少ないと回答した割合が高くなっています。
- **利用したいサービス**としては、いずれの障がいにおいても、相談支援へのニーズが高い傾向にあります。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、障がいのある人の働く場の確保や就労の定着などの就労支援のほか、障がい者や高齢者に優しい「福祉のまちづくり」を推進することや相談体制を充実することが挙げられています。
なお、障がいの早期発見・早期対応への要望は、大人の精神障がい者や難病患者において顕著に見られ、身体障がい者や知的障がい者が1歳半健診までに約半数が発見されているのに対し、精神障がい者や難病患者は、18歳以上で発見されるケースが多いことに起因するものと考えられます。
- **障がい者への理解度**としては、障がいにより多少のばらつきがあるものの、約3割～5割の方が足りていないと回答しています。
- **差別や嫌な思いの経験**については、難病患者が約3割、身体障がい者では約5割、知的障がい者や精神障がい者では6割以上の方が経験ありと回答しています。

② **障がい児の回答結果の傾向**

- **差別や嫌な思いの経験**については、約8割の方が経験ありと回答しています。
- **障がい者への理解度**としては、約6割の方が足りていないと回答しています。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、障がいのある子どもたちの可能性を伸ばす教育を進めることや就労支援のほか、障がいの早期発見や早期対応などが挙げられています。

③ **一般区民の回答結果の傾向**

- **障がい者への理解度**としては、5割以上の方が足りていないと回答しています。
- **充実が望まれる障がい者施策**としては、就労支援や障がいのある子どもたちへの教育のほか、障がいの早期発見や早期対応が高い割合を示しており、障がい当事者やその家族と同様の傾向が見られました。

④ 障がいごとの回答結果の傾向

ア 身体障がい者

平日、自宅にいる方が約4割を占めているため、相談支援や居宅介護、短期入所サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、約4割の方が特にないと回答していますが、平日は働いている方も約3割いるため、給与・工賃などの収入面のほか、通勤の大変さが挙げられています。

イ 知的障がい者

平日、福祉施設や福祉作業所などに通所や就労されている方が約6割を占めており、相談支援や就労の継続支援サービスを望む割合が高くなっています。また、短期入所を望む割合も高くなっています。

仕事上の困りごととしては、給与・工賃などの収入面や職場の人間関係などが挙げられています。

ウ 精神障がい者

平日、自宅にいる方が約5割、働いている方が約2割を占めており、相談業務のほか、定着支援や移行支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、給与・工賃などの収入面のほか、職場の人間関係や通勤の大変さが挙げられています。

エ 難病患者

平日、自宅にいる方が約4割を占めているため、居宅介護や相談支援、自立生活援助支援サービスを望む割合が高くなっています。

仕事上の困りごととしては、約5割の方が特にないと回答していますが、平日は働いている方も約4割いるため、給与・工賃などの収入面での課題が挙げられています。

オ 障がい児

いずれの障がいにも共通して、8割以上の方が幼稚園や保育園、学校などに通っている状況にあり、相談支援や放課後等デイサービスを望む割合が高くなっています。

また、児童発達支援事業者利用者についても、約6割の方が幼稚園や保育園、学校などに通っている状況にあります。

カ 障がい児の保護者

いずれの障がいにも共通して約4割程度の方が希望に沿った就労をしているものの、身体障がいでは約4割、知的障がいでは2割、精神障がいでは1割を超える方が、介護や看護のために働けない状況にあります。

(5) 障がい福祉サービス費用の推移

調 整 中

第2部 板橋区障がい者計画 2023

1 基本理念

基本理念

つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

障がい者計画の上位計画である地域保健福祉計画においては、板橋区の地域福祉を持続的に推進していくため、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現を福祉の視点に取り入れ、全ての人がお互いを認め合い、支え合い、助け合い、地域力を生かした地域共生社会の構築をめざしています。

また、改定前の地域保健福祉計画に含まれていた障がい者計画については、将来像を「障がいの有無を越えて「自分らしい」暮らしが実現しています」とし、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画においては、基本目標を「一人ひとりが、自分らしく社会参画できる地域づくり」としていました。

これらを踏まえ、人々の関係、支援の輪が切れ目なく「つながり」、多様な主体が互いを「支え合い」、様々な個性を「認め合い」、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられるまちをめざし、今回策定する障がい者計画の基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とします。

2 基本目標

基本理念を具現化するために、次の3つの基本目標を設定し、基本目標に基づく障がい者施策の展開を図っていきます。

基本目標1

自分らしく生き生きとくらするまち

基本目標2

安心して地域で暮らし続けられるまち

基本目標3

つながり、ともに支え合うまち

【基本目標1】 自分らしく生き生きとくらすまち

自分らしく生き生きと豊かなくらしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、円滑にサービスにつなげる相談支援や障がい福祉サービスの充実・質の向上に取り組むとともに、障がいの特性に応じた支援の提供や障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実を進めます。

【基本目標2】 安心して地域でくらし続けられるまち

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

そのため、障がいのある人の多様な生き方を実現する社会参加の促進に向け、経済的な自立を支える就労の拡大や居住の場の整備、災害時などにおいても安全で安心なくらしが確保できる環境を整えていきます。

【基本目標3】 つながり、ともに支え合うまち

つながり、ともに支え合うまちは、障がいのある人・ない人、子ども、高齢者など、全ての人がくらし、ともに高め合うことができる地域共生社会の実現につながるとともに、国際社会の共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」がめざす「誰一人として取り残さない」社会の実現につながるものです。

そのため、虐待防止や差別の解消などの権利擁護を推進していくとともに、心のバリアフリーとして、意思疎通支援や地域交流機会の充実を図り、障がいや障がいのある人への理解促進に取り組んでいきます。また、誰もが住みやすいまちづくりとしてユニバーサルデザインを推進していきます。

3 施策の体系

基本理念

つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち

基本目標1 自分らしく生き生きとくらするまち

施策1 相談支援の充実

施策2 障がい者福祉サービスの充実と質の向上

施策3 特性に応じた支援の充実

施策4 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

基本目標2 安心して地域で暮らし続けられるまち

施策1 障がいのある人の就労の拡充

施策2 多様な生活の場の整備

施策3 安心・安全な暮らしの確保

施策4 文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

施策1 差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

施策2 福祉のまちづくりの推進

4 板橋区障がい者計画 2023 における重点項目

板橋区障がい者計画 2023 においては、地域保健福祉計画における重点施策や、第 5 期障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画における事業の進捗状況を踏まえた課題、板橋区障がい者実態調査結果、板橋区地域自立支援協議会などの意見及び障がい福祉計画などの策定に係る国の基本指針などを踏まえ、次の項目を重点項目と位置付け、取り組みを進めていきます。

重点項目 1 相談支援体制の充実（基本目標 1）

障がいのある人やその家族が、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けるためには、個々に応じた相談のできる環境や早期発見につながる環境の構築が重要です。

「板橋区障がい者実態調査」においても、障がい者施策を進めるために充実させるべき取り組みとして、「相談体制を充実させること」・「早期発見を支援し、早い段階で適切な対応に努めること」を求める声が高くなっています。

そのため、適切なサービスを受けるための計画相談に関する環境の充実や基幹相談支援センターの機能強化、未就学期における療育の充実に向けた、児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。

また、発達障がい者支援センターと子ども発達支援センターの連携及び機能強化を図り、それぞれの強みを活かした相乗効果による、発達障がい者支援の充実に取り組んでいきます。

重点項目 2 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実（基本目標 1）

障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を提供していくとともに、その支援が継続・発展的に提供されることで、健やかな成長が期待されます。

そのため、各ライフステージにおいて、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を図るべく、関係機関の連携・協力体制を構築し、適切な支援を提供していきます。

また、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学び・成長することが求められており、特に医療的ケアなどを必要とする子どもへの環境・体制の整備が求められています。

そのため、医療的ケアの必要な子どもの受け入れが可能な児童発達支援事業所の整備を図るとともに、令和元（2019）年度に設置した「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」などを踏まえ、保育園や学校をはじめ、様々な場面、環境における受入の実現、体制の整備について、検討・対応を図っていきます。

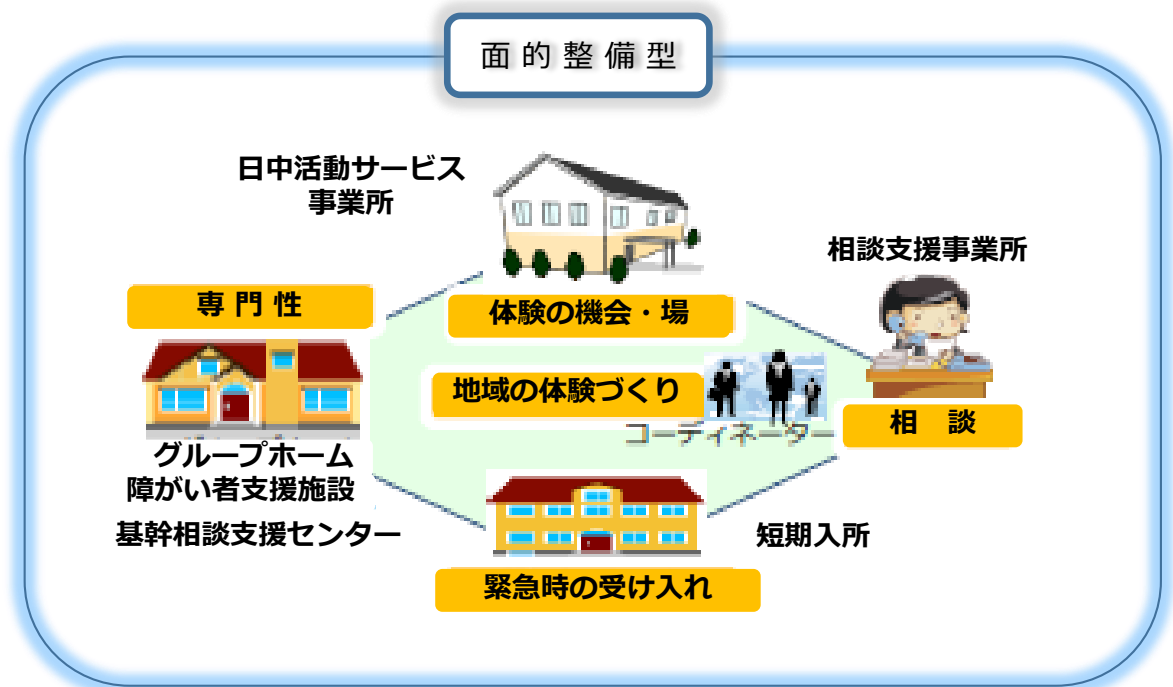
重点項目3 地域生活支援拠点等の整備（基本目標2）

障がいの重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性の確保、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくことが必要です。

板橋区においては、地域生活支援拠点等の整備に向け、各機能の充実に向けて取り組みを進めてきましたが、現時点で十分に対応できている状況にはなく、今後より一層の対応を図っていく必要があります。

そのため、板橋区地域自立支援協議会などにおける検討を進め、基幹相談支援センターを中心とした、相談体制・専門性の確保・地域の体制づくりを進めていくとともに、民間事業所や関係機関と連携し、自立した生活に向け訓練などを行う「体験の機会・場」の確保及び緊急時の受入・対応の整備を図っていきます。

【板橋区の地域生活支援拠点等の整備イメージ】



出典：厚生労働省ホームページより

重点項目4 障がいのある人の就労の拡充（基本目標2）

「板橋区障がい者実態調査」において、障がい者施策を進めるために充実させるべき取り組みとして、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」を求める声が最も高くなっています。

障がい者就労においては、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境の構築が重要であることから、一般就労の機会や福祉施設における就労の充実など、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出に取り組んでいきます。

また、障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能強化や、関係機関などとの連携を強化し、障がいのある人や企業への就労支援・職場定着支援のさらなる充実を図っていきます。

重点項目5 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進（基本目標3）

障がい者差別や虐待は、障がいのある人の尊厳を侵害するものであり、障がいのある人の自立や社会参加に向け、未然防止や解消を図っていくことが極めて重要です。

そのため、障がいや障がいのある人に対する理解のさらなる促進を図るとともに、障がい者虐待に関する迅速・確実な対応はもとより、障がい者差別も含め、普及啓発の充実を図ることで、地域全体で見守り、対応できる環境の創出・地域づくりに取り組んでいきます。

5 基本目標に基づく施策の展開

(1) 基本目標1 自分らしく生き生きとくらせるまち

施策
1

相談支援の充実

障がいのある人のくらしを豊かにしていくためには、障がいのある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化などに取り組んでいきます。

施策
2

障がい福祉サービスの充実と質の向上

障がいのある人が、自らの選択により自分らしく生きることができるよう、多様なニーズを踏まえながら、個々の状況に応じたきめ細やかなサービスが提供できる体制の確保・充実を図っていく必要があります。

そのため、日中活動系サービスや地域活動支援センターなど、障がいのある人のニーズに即した日中活動の場を確保していきます。

また、質の高い支援のためには、障がいや疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、養成と確保に取り組んでいきます。

老朽化の進んでいる障がい者福祉センターについては、改修などの検討を進めるとともに、利用者にとって利便性が高く、より充実した支援が実施できるよう、機能の充実に取り組んでいきます。

施策
3

特性に応じた支援の充実

障がいのある人への効果的な支援においては、その特性に応じた支援が重要となります。そのため、高次脳機能障がいや強度行動障がい、難病、中途障がい者など、個々の状況に即した支援の充実に取り組んでいきます。

また、発達障がいや医療的ケアを必要とする方については、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められており、行政・関係機関・地域が連携して対応できる環境の整備が必要です。そのため、様々な立場の人による協議の場において、効果的な支援策を検討し、対応を図っていきます。また、精神障がい者への支援の充実や依存症対策の推進にも取り組んでいきます。

施策
4

障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもの健やかな成長においては、障がいのない子どもと地域の中でともに育っていくことができる環境の構築が求められています。

そのため、障がいの種類・程度・能力に応じて、乳幼児期から学齢期まで一貫して支援をし続ける療育・保育・教育が提供できる環境の整備や支援体制を構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいきます。

(2) 基本目標2 安心して地域で暮らし続けられるまち

施策
1

障がいのある人の就労の拡充

障害者雇用促進法による法定雇用率の引き上げをはじめとする、障がい者就労の促進に向けた政策を背景に、障がいのある人の就労意欲や企業の採用意欲が高まりを見せており、障がいのある人の雇用数が増加しています。

一方で、障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けるためには、障がい特性を踏まえた多様な仕事や就労形態の創出が必要であり、専門性の高い支援が求められています。

そのため、企業及び障がいのある人に対する就労支援や就労定着支援のさらなる充実を図るとともに、障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）の機能を強化し、関係機関などと連携を図りながら、きめ細やかな支援に取り組んでいきます。

また、就労機会の拡大を図るとともに、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組んでいきます。

施策
2

多様な生活の場の整備

障がいのある人が地域で生活をしていくためには、生活基盤の確保が重要であるため、障がいのある人が安心してくらするグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいきます。

また、親亡き後も、住み慣れた地域で安心してくらし続けられる居住支援の機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の整備が求められていることから、必要な機能の整備・充実を図るとともに、多様な資源の連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人の生活を支える環境を構築していきます。

施策
3

安心・安全なくらしの確保

令和元（2019）年秋に発生した台風 15 号及び 19 号では、障がいのある人が、災害時の避難行動などにおいて、様々なハンディキャップを抱えていることが改めて浮き彫りとなりました。また、令和 2（2020）年前半に、世界的に大きな被害を及ぼした新型コロナウイルス感染症においても、有事の際の対応について、準備の必要性が求められる結果となりました。

そのため、地震や風水害をはじめとする災害発生時において、障がいのある人が安心・安全に生活し続けられるよう、災害時における B C P（業務継続計画）の整備・充実や、情報提供体制の確保、区民相互における支援体制づくりなど、きめの細かい支援体制の構築に取り組んでいきます。

施策
4

文化芸術・スポーツ・余暇活動の推進

文化芸術活動やスポーツ、余暇活動の充実は、人の心を豊かにし、生活に潤いをもたらすとともに、社会参加や人々の交流を促進し、相互理解の醸成にもつながるものです。

そのため、障がいのある・なしに関わらず、交流を深めることのできる文化活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行い、障がいのある人の生活がより充実したものとなる取り組みを進めていきます。

(3) 基本目標3 つながり、ともに支え合うまち

施策
1

差別解消・権利擁護の推進と地域交流の促進

障がいのある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

また、障がい者の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の一層の充実を図り、障がいのある人が安心してくらすことができる地域社会を構築していきます。

施策
2

福祉のまちづくりの推進

板橋区では、平成 29（2017）年に、めざす将来像を「もてなしの心を大切に、すべての人が心地よさを描けるまちいたばし」とする、板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025 を策定し、障がいのある人や高齢者、子ども、妊婦さん、外国人など、日常生活やまちの中で不自由を感じるすべての人が快適に過ごせるよう、取り組みを進めています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を進めていくとともに、心のバリアフリーの浸透を図るなど、ハード、ソフト両面の取り組みにより、福祉のまちづくりを着実に推進していきます。

第3部 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）

調 整 中